

第 6 回 名古屋企業法務研究会 開催報告

第 6 回名古屋企業法務交流会は、3月6日（金）午後 4 時より、名古屋大学法学部第一会議室にて開催されました。

久しぶりの名古屋大学での開催と相成りましたが、今回のテーマは「流通・取引ガイドライン改訂」として、本研究会開催にご助力くださっている林秀弥名古屋大学教授と、弊所村田恭介弁護士がセッション講義を行いました。



（↑ご出席者から林先生に積極的なご質問も）

独占禁止法というと、多額の課徴金のニュースが新聞の経済欄に掲載されているのを目にしたりして、実務での重要性はわかりつつも、とっつきにくい…。そんな印象があるのではないのでしょうか。気鋭の若手研究者でいらっしゃる林先生の講義を聴講できる貴重な機会をご提供でき、また、皆様も質問が飛び交う等熱心にご聴講いただき、大変うれしく思いました。

皆様お楽しみの懇親会は、名古屋大学近くの中華料理屋さんに移して開催されました。美味しい中華料理に舌鼓…を打ったのも確かなのですが、とにかくすごいボリュームの料理で、皆さん圧倒されていらっしゃいました。

大量の料理と格闘しつつ、皆様会社法改正への対応など活発に意見交換しておられました。なかなか横のつながりが生まれにくい法務職ですが、皆様名古屋企業法

務研究会を十分に活用されていらっしゃるようでした。不肖私も、ご同席させて頂いて常々思うのですが、2か月に一度しかお会いしないのに、どうして皆様これほど仲が良いのでしょうか（笑）。



（↑皆さんと中華を食べながらコンプライアンス談義に花が咲く！）

1年間にわたり、夏季集中講座も含め7回の研究会・懇親会を開催させて頂きましたが、来年度も皆様のお役に立つ講座を提供しつつ、懇親を深めてまいりたいと存じます。

来年度も名古屋企業法務研究会に奮ってご参加下さいますよう、お願い申し上げます。

（文責 きっかわ法律事務所 東京事務所 弁護士 野村亮輔）